

# 長野県労協活用促進総合相談窓口

令和4年10月1日に労働者協同組合法が施行され、労働者が組合員として出資し、その意見を反映して、自らがその事業に従事する新しい法人形態である「労働者協同組合」が設立できるようになりました。

「労働者協同組合 総合相談窓口」を設置しました。労働者協同組合に関する制度や各種手続き等のご案内を行っております。

## 総合相談窓口の設置 労働者協同組合ワーカーズコープながの

連絡先	所在地	相談時間
長野県労協活用促進協議会 「労協活用促進協議会 相談窓口」	長野市南長野新田町 1482-2	平日9時から17時まで

\*実施期間：令和6年8月1日から令和9年3月31日まで

\*土曜・日曜・祝日・8/13～8/16・年末年始除く

## 相談方法

対面	対面で相談を希望される方は、電話にて予約を受付しています。
電話	TEL 026-219-1190
メール	<a href="mailto:workerscoopnagano@gmail.com">workerscoopnagano@gmail.com</a>



\*知りたい、聞きたい、困ったことを相談したい方は

総合相談窓口にお気軽にご連絡ください

長野県労協活用促進協議会



がんばろう  
信州！

長野県PRキャラクター「アルクマ」  
©長野県アルクマ